

平成25年度第1回福島県建築審査会 議案議事録

日時：平成25年7月30日（火）
15：00～16：10
場所：杉妻会館 3階 石楠花

出席者等

○福島県建築審査会委員

会長 鈴木 浩

委員 時野谷 茂 (欠席)

委員 片岡 正彦

委員 清水 晶紀

委員 遠藤 明子

委員 飯塚 静栄

委員 吾妻 明子

○事務局

土木部建築指導課 課長 但野 広

” 専門建築技師 加藤 敏史

” 主任建築技師 小野 裕樹

○傍聴者 3名

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

議案1 建築基準法第44条第1項第二号の規定（道路内の建築制限）に基づく建築許可について
宮城県仙台市青葉区中央3丁目2番1号 東日本高速道路株式会社東北支社支社長
野村 浩が道路内である相馬郡新地町駒ヶ嶺字鴻ノ巣20-8の一部において料金徴収所
を新築する件

議案2 建築基準法第44条第1項ただし書の規定による同項第二号の規定による許可に関する包
括同意基準（案）について

4 報告事項

報告1 建築基準法第43条第1項ただし書許可における包括同意基準による許可件数について

報告2 建築基準法第44条第1項ただし書許可（同項第二号）における包括同意基準による許可
件数について

報告3 建築基準法第56条の2第1項ただし書許可における包括同意基準による許可件数につい
て

5 閉 会

平成25年度第1回福島県建築審査会 議案議事録

発言者	内容
事務局	福島県建築審査会条例第2条の規定によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、鈴木会長に議長をお願いします。
議長 (鈴木会長)	<p>議事に入ります前に、福島県建築審査会条例第3条により、本日の審査会は委員の2分の1以上の出席がありましたので、開催の規定を満たしておりますことを確認いたしました。</p> <p>また、福島県建築審査会運営規定第4条によって、議事録署名人を選出することとなりますが、わたくしから指名してよろしいでしょうか。</p>
各委員	《異議なしの声》
議長 (鈴木会長)	それでは、吾妻委員と飯塚委員を指名します。よろしくお願いします。
議長 (鈴木会長)	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第1の『建築基準法第44条第1項第二号の規定（道路内の建築制限）に基づく建築許可について』、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	《議案について説明》
議長 (鈴木会長)	今回申請のあった建築許可について同意するかどうか、皆さんの意見をよろしくお願ひしたいと思います。
片岡委員	全く問題ないのではないですか。
議長 (鈴木会長)	3.11の震災で、先程の実例の南相馬のトールゲートの構造は、被害を受けていないですか。
事務局	被害を受けていないと聞いています。
議長 (鈴木会長)	ここでは（震災時の）加速度はどれくらいだったのですか。
事務局	(加速度は分からないが) 南相馬市の震度は6弱だったと思います。

<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>宮城県の栗原市は震度7で、最大加速度は2933ガル。それは普通の重力加速度の3倍ですよ。ものすごい水平力が働いたということ。こういう自立式だと、かなり揺さぶられると思います。震度6ぐらいであれば、当然、もつように計算されていると思うけど、ちょっと心配なところがあって、全部自立式（の構造）の柱なので、ブースが耐震要素の役割でも果たせばよいのだけれど、まったく離れていますよね。まあでも、南相馬の事例は大丈夫だったと確認されているようですから、問題はないのかと思います。</p>
<p>清水委員</p>	<p>今回の例外許可の申請というのは、トールゲートの建物の部分ですが、それに付随するものとして、例えば（ETC）バーができたりすると思うのですが、それらはどういう位置づけになるのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>それらは道路の構造物ということで、建築基準法で規制されるものではありません。</p>
<p>清水委員</p>	<p>トールゲートの建物部分だけここでは審議すればよいということですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>今の清水委員の話は、例えばそういうものを、どういうふうに地面に固定するとか、そういうことを含まれたご質問ですか。昔、高層マンションの屋上の高架槽は建築基準法で何の規制もなかった。ところが宮城県沖地震であれがほとんど崩れてしまって、その後、一定の基準が定められたということがあったので、そういう類の質問のように聞こえたものですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>高架の水槽につきましては、今現在では建築基準法の工作物として、構造的な基準は建築基準法で定められた基準に合わなければならないことになっています。道路構造物のバーなどに関しては、現在までのところ建築基準法で規制する対象とはなっていませんが、例えば、道路構造令などで規定されているものは、それに基づいて設置されることになります。</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>建築審査会が対象にする建築基準法のなかでは、それは特に規定がないということよろしいか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p>

<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>ほかに何かご質問、ご意見はないですか。 今の事務局からの説明で問題がないということで、この件につきましては、我々建築審査会は同意するという事によろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>《異議なしの声》</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>それでは、議案1について、福島県建築審査会は、同意する旨知事に答申することといたします。</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>それでは、議案2に入りましょう。『建築基準法第44条第1項ただし書の規定による同項第二号の規定による許可に関する包括同意基準(案)について』、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《議案について説明》</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>何かご意見はありますか。</p>
<p>清水委員</p>	<p>包括同意基準第1-(3)、第2-(2)で「協議」という言葉が使われていますが、先ほどの議案の例外許可の申請書には消防関係同意と書いてあって、これは消防法第7条により「同意」として書いてあります。協議というのは、協議決裂しても協議すればよいという意味で使われていると思いますが、協議という言葉でよいのか伺いたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請者に、例えば警察署と協議して、通行上、安全上支障がないことを確認してもらい、消防署と協議して、防火上支障がないことを確認してもらい、という意味で「協議」という言葉を用いています。また、既に(規定している)第1でそういう意味で協議という言葉を使っていたので、今回、第2を付け加えるにあたって同じ言葉を使っています。</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>清水委員は「協議」ではなく、「同意」を得ていることとするのとはどのように違うのかという質問ですね。</p>
<p>清水委員</p>	<p>「同意」としておいたほうが、問題がないのではないのでしょうか。</p>
<p>飯塚委員</p>	<p>包括同意基準として定めた場合、審査会で(個別に)同意を得なくても、許可申請はするという事には変わりないのでしょうか。</p>

事務局	<p>はい。消防の同意は、法律上手続きが定められているので、消防では防火上支障がないと言うことを確認しているはずですが、警察はどうするかですが、所管の警察署と協議をし、その記録書を作成し、警察の担当者から押印をもらうことなどが考えられます。</p>
飯塚委員	<p>記録書は許可申請書に付けるということでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
清水委員	<p>そうだと、条件は道路管理者、警察署と消防長の同意は、本来は別に必要になるのではないのでしょうか。警察と協議をしましたという書類が出されれば、それだけで、審査会としてはOKを出すということになりかねないような書きぶりになっているのではないのでしょうか。</p>
片岡委員	<p>包括同意をあらかじめ建築審査会が与えるわけですよね。その上に協議がある、屋上屋を重ねるような形だけれど、話はしなさいよというくらいのものでいいのではないのでしょうか。（警察等の）官庁からの同意があって初めて有効になるということではなくて、包括的に同意をしちゃうわけだから。</p>
議長 (鈴木会長)	<p>これは、包括同意の前提条件ですよね。</p>
飯塚委員	<p>消防からは同意をもらうわけですよね。あと、道路管理者と警察署をどのような扱いにするかというときに、一定の書式があるわけではなく、協議をしましたということで協議記録書を添付するなどし、これが報告の対象となるということですね。</p>
議長 (鈴木会長)	<p>なぜ申請書に（道路管理者や警察署の）同意欄を付けないのですか。</p>
事務局	<p>建築許可申請上、許可にあたっては消防の同意が必要ということは、建築基準法に定められています。</p>
議長 (鈴木会長)	<p>包括同意の前提として、そういう（道路管理者や警察署の）同意欄があってもいいかなという気がしますが、建築基準法上の手続きは生じないということですね。</p>

飯塚委員	<p>包括同意のときには、道路管理者と警察署のハンコをもらって来てくださいというようなかたち（許可申請様式）にすれば、今の鈴木会長の話もうまくいくのではないのでしょうか。</p>
片岡委員	<p>44条1項2号がふつう原則ですよね。これを読むと、特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可したものとある。その同意にあたるものを包括的にやってしまうということですよ。だったら、それに沿ってやればよく、（法上の規定のない）協議の件は取ってつけたような話で、なくても本当はよいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>道路管理者と警察に関しては、協議がなくても法的には問題ありませんが、消防署は同意が法上規定されているから必要になります。ここにある「協議」とは、（道路管理者や警察が）計画を理解した上で、了解しているという意味のもの。もっと厳格に「同意」という言葉がよいのであれば、検討も必要かと思います。</p>
議長 （鈴木会長）	<p>今、片岡委員からもあったとおり、法律に基づく解釈をしようとする、包括同意基準にそこまで必要かという意見もあって、そこをどう調整したらよいのでしょうか。</p>
事務局	<p>道路管理者等には、施設の管理上のことを考えれば、事前に計画内容を確認してもらうことが大事だと思います。この3者の協議、同意があつて初めて、許可するという内容にするのがよいとは考えます。</p>
清水委員	<p>（これまでの議論を経て）あらためて考えてみたときに、片岡委員も言っていました、建築審査会として同意するかどうかということだけで考えると、道路管理者が云々、消防長云々ということに関係なくチェックする。それと別のところで、消防長は消防長で同意をしなければいけないという仕組みになっているので、裏を返せば、包括同意基準（案）にある（3）の基準は無くてもいいのかなと思います。逆にこれを入れると、実務上されている警察等との話し合いが、何らかの基準として（協議記録等）文書として作ることになる、ということはどう考えればよいのでしょうか。</p>
議長 （鈴木会長）	<p>（3）があろうがなかろうが、実質的には、建築基準法の規定に基づいて、44条1項ただし書きによる許可を受けようとするには、（申請者は）道路管理者等と協議をするわけですよ。</p>
事務局	<p>ここにある協議は、建築基準法上、しなければならないというものでは</p>

	<p>ありません。(現行の包括基準)第1のところは協議といれたのは、当時、他の特定行政庁の包括同意基準を参考にしていたからと推測されます。また、今回も(第2の)基準をつくるにあたっては、同様に他の行政庁のものを参考にしていますが、そこには道路管理者等と協議してあることといった文言が入っていて、そういうことも経緯としてはあります。ただ、この協議に関しては、法律上どこにも規定されているものではありません。</p>
片岡委員	<p>包括基準第1の警察署長、消防長との協議は、本質的に道路の上に料金所をつくるという問題とはまったく別で、協議しなくてはいけない問題が別にあるわけでしょう。屋根が飛び出しているとか、あるいは道路の上に横断歩道みたいなのをつくるとか。これは、そうじゃなくて、(高速道路として)機能する為には料金所が必要なんじゃないですか。そういった当たり前の話を、わざわざ議論する必要はない問題だと思う。(包括同意基準に)協議と書くのはいいと思うが、書いたって意味がないと思う。協議してだめだったらどうするのかという質問は、発生しないのではないかなと思う。料金所がなかったら、車が通れない。これ(料金徴収所)に限定して包括同意を与えましょうとなっているわけだから、協議なんていらぬのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>協議は、警察や消防でも、こういったものがつくられる予定であるということを知ってもらおうという意味合いのものでもあります。最低限この3者からは(計画に支障がないことを)確認しておきなさいよということで、ここに明記しておかないと、どこと協議したらよいかがいまいになるので、明記しています。</p>
議長 (鈴木会長)	<p>(こう書いておくことが)特段不都合だとは思わないし、これでいいのかなと思います。</p>
事務局	<p>例えば警察から(トールゲートの)高さが足りないとか、通行上支障があるのではないかという話ができれば、それを修正し、必要な高さ等を確保した計画にして許可申請がされるので、協議が整わないということはないものと考えます。</p>
議長 (鈴木会長)	<p>ゲート幅3.5m以上、高さ4.5mというのは極めて自明の数値だと思うけれど、これが覆る可能性は将来あるかもしれませんよね。そういうことを考えると、道路管理者等がその都度チェックして、新たな基準が出てきたときに対応するというのはあり得ると思います。包括同意というのは、審査会にかけなくてもいいよということなので、新しい考え方とか時</p>

<p>各委員</p> <p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>代に即した料金所機能というものが出てこないとも限らないので、そういうときのためにも、こういった協議が必要なのかなと思います。特にこれで支障がないのであれば、こういう包括同意基準で認めるということでしょうか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>では、この案件についても、事務局の提案どおりで、われわれ建築審査会は同意することにします。</p> <p>議事はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。</p>
---------------------------------	--

(記録者 福島県建築審査会事務局 小野裕樹)